

地域生物多様性 増進活動の手引き

～地域における生物の多様性の増進のための活動の
促進等に関する法律に基づく認定申請に向けて～



目次

第1章 制度概要

- 1. 制度全体の枠組み … 1
- 2. 趣旨等 … 4
- 3. 審査・認定の流れ … 5

第2章 提出書類の解説

- 1. 増進活動実施計画（様式1－2） … 6
- 2. サイト詳細シート（様式1－2 別紙1） …14
- 3. 添付書類 …26
- 4. 計画概要（別紙2） …30
- 5. 特例関係（様式4－1から様式4－6） …31
- 6. 連携増進活動実施計画（様式2－2） …37

第3章 認定基準

- 1. 実施区域 …38
- 2. 実施体制 …40
- 3. 計画期間 …42
- 4. 目標 …42
- 5. 活動内容及び実施時期 …46
- 6. 特例関係 …50

第4章 認定後について

- 1. モニタリング …51
- 2. 活動の状況の定期報告について …51
- 3. 変更・中止・取消しについて …52

第5章 生物多様性維持協定 …54



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※¹ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※² 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

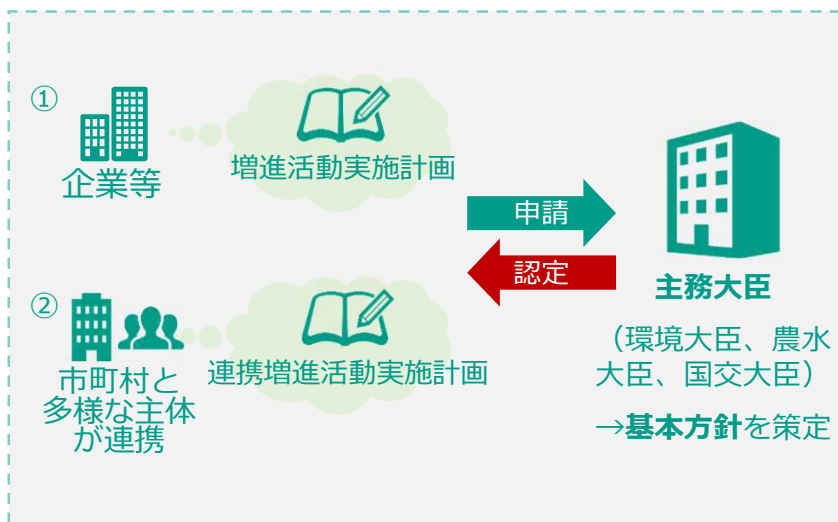
■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

先行的事例である「自然共生サイト」の認定例
（令和6年10月時点で253件を認定）



アサヒの森
甲野村山（広島県）
企業による森林の整備



神戸の里山林・棚田・ため池（兵庫県）
官民学による里地里山の保全



つくばこどもの森
保育園（茨城県）
水田ビオトープの田植え



三井住友海上
駿河台ビル（東京都）
都心における緑地の整備

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

（2）協定制度的創設

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

（1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

（2）生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 令和7年4月1日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

第1章 制度概要

1. 制度全体の枠組み

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」は、令和5年度から運用を開始した自然共生サイト認定制度を土台とし、法制化したものです。

本法は、2つの計画認定制度と協定制度を設けています。

計画名（通称）	作成者・実施者
増進活動実施計画（増進計画）	企業、NPO等が作成、実施。
連携増進活動実施計画（連携計画）	市町村が作成。企業、NPO等と連携して実施。

- ・ 連携増進活動実施計画を作成した場合について、「生物多様性維持協定」が活用できます。



第1章 制度概要

1. 制度全体の枠組み

活動の種類

- 認定の対象となる活動は、維持タイプ、回復タイプ、創出タイプの3つの類型があります。
- 計画の作成段階でどのタイプに該当するかを選んだ上で、申請いただくことになります。

<生物多様性を維持する活動（維持タイプ）>

- 既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動を指します。
- 申請時点において生物多様性の価値1～9（別紙2参照）に該当するものとします。
- 維持タイプで認定された活動計画の実施区域については、保護地域との重複を除き、OECM国際データベースに登録します。
- これまで自然共生サイトとして認定されてきたものは、この類型に当たります。

<生物多様性を回復する活動（回復タイプ）>

- 過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動を指します。
- 具体的には、管理放棄地の再生や手が入っていない森林（二次林）の再生等が該当します。
- 荒廃農地における湿地の造成、失われたサンゴ礁の造成等についても、過去に失われた生態系が回復するものとして、回復タイプとして整理されます。

<生物多様性を創出する活動（創出タイプ）>

- 現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出することを指します。
- 具体的には、現況がアスファルトや更地等になっているような開発跡地や埋立地等において、生物多様性を創出する活動が該当します。



第1章 制度概要

2. 趣旨等

ネイチャーポジティブの実現に向けて

我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けているとされています。このような状況の中、我が国では、2022年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議」において採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げました。

我が国は、農林漁業など人々の様々な働きかけを通じて形成されてきた里地、里山、里海、企業緑地、都市の緑地等の身近な自然を含め、多様な自然環境を有しています。そのため、我が国におけるネイチャーポジティブの実現に向けては、原生的な自然環境の保全に加えて、身近な自然など二次的な自然環境も含めて保全を進めていく必要があります、国主体の取組に加えて、地方公共団体、企業、団体及び個人（以下「地方公共団体・民間等」という。）による活動を促進することが重要です。環境省においては、令和5年度から、地方公共団体・民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する「自然共生サイト」制度を運用し、これまで253箇所を認定しました。一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然共生サイトのような生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加えて、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復や創出を図ることも重要です。また、企業経営においても、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の自然関連の情報開示の流れもあいまって、近年、生物多様性や自然資本の重要性がますます高まっています。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においても、事業者（ビジネス）及び金融機関に対し、生物多様性関係の情報開示等を求めること（ターゲット15）とされています。このような状況の中で、地方公共団体・民間等の効果的な活動をより促進するためには、活動の信頼性・適切性を統一的に評価・担保し、活動の価値を明確化することが重要です。

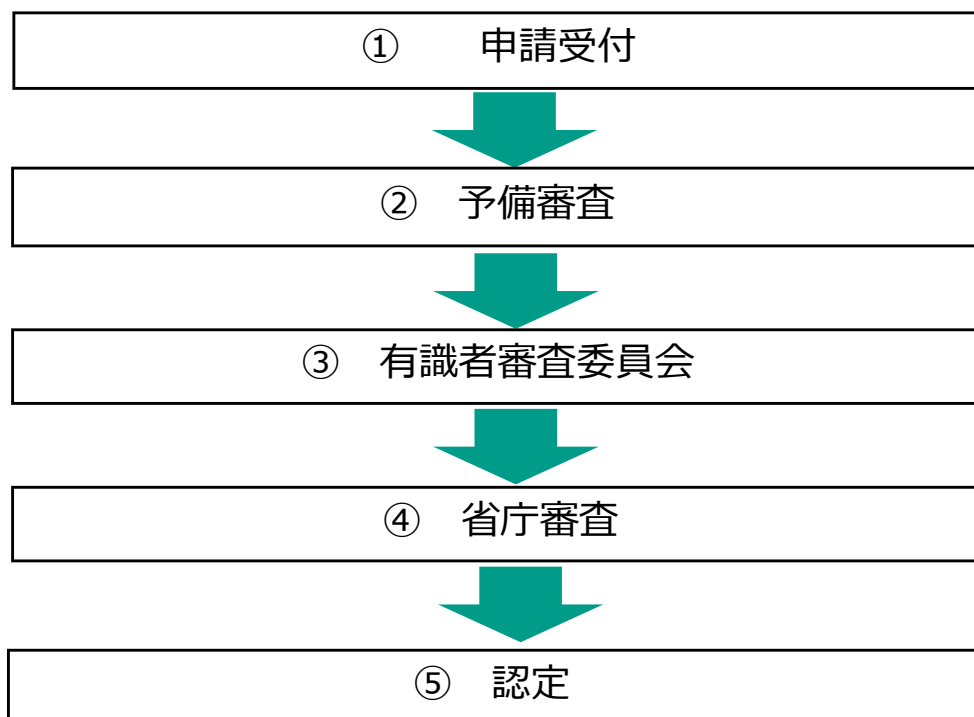
以上の背景を踏まえ、令和6年4月、第213回国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が制定されました。



第1章 制度概要

3. 審査・認定の流れ

審査・認定に係る手順は以下のとおりです。



① 申請受付

申請を行なおうとする者は、申請書類一式を事務局（独立行政法人 環境再生保全機構）に提出ください。

② 予備審査

事務局において、提出された申請書類を確認します。必要に応じて、申請者に対して、提出された内容に関する確認や不足書類の提出を求めます。

③ 有識者審査委員会

生物多様性の増進に関する専門的な見地から意見を聴くため、有識者による審査を行ないます。

④ 省庁審査

主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）による審査を行ないます。

⑤ 認定

審査の結果を踏まえ、環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣が認定を行ないます。

<申請前に>

申請を行なおうとする者は以下についてご対応をお願いします。

- ・ 活動に当たって必要な許認可等の手続きがないか確認し、必要に応じて許認可等の手続きを進めてください。
- ・ 土地の所有者等が異なる場合は、土地の所有者等の確認や同意を得てください。
- ・ 公物等の管理区域と重複する場合は、管理者の確認や同意を得てください。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1-2）

増進活動実施計画

1. 概要

※記載例（青字）はあくまで一例です。

(1) 増進活動実施計画の名称	〇〇の杜里山保全活動実施計画		
(2) 計画期間	令和7	年	10月～ 令和12 年 9月
(3) 代表申請者	〇〇株式会社		
(4) 共同申請者	〇〇の杜の自然を守る会		
(5) 実施区域	所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地 面積 〇〇 ha 森林 (☐ 天然林 / ☒ 里山林 / ☒ 人工林) 草原 (☐ 自然草原 / ☒ 二次草原・草地) 農地 (☒ 水田 / ☐ 畑・果樹園・牧草地) 都市 (☐ 創出緑地) 陸水域 (☐ 河川・湖沼 / ☐ 高層湿原・中間湿原・湧水湿地 / ☐ 低層湿原・湿地) 沿岸域 (☐ サンゴ(礁) / ☐ 藻場・岩礁 / ☐ 干潟・マングローブ林 / ☐ 砂浜		
(6) 活動類型	● 生物多様性の維持 / ○ 生物多様性の回復 / ○ 生物多様性の創出		
(7) 活動により増進を図る生物多様性の価値	☐ ① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値 ☐ ② 原生的な自然生態系が存する場としての価値 ☒ ③ 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値 ☐ ④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値 ☐ ⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値 ☒ ⑥ 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値 ☐ ⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性がある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値 ☐ ⑧ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値 ☐ ⑨ 既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値		
(8) 活動開始年	平成20	年	4月
(9) 特例活用	☐ 有 / ☒ 無		
(10) WEBサイト(任意)	https://www.〇〇.jp		

共同申請者がいる場合に記入してください。

実施区域が該当する生態系タイプを選択してください。（複数選択可）

該当する活動類型を選択してください。

該当する生物多様性の価値を選択してください。（複数選択可）

関連するWEB情報があればURLを記入してください。



第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1－2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

2. 実施体制

（1）申請者（活動主体）

代表申請者	名称	〇〇株式会社
	住所	〇〇県〇〇市〇〇
共同申請者	名称	〇〇の杜の自然を守る会
	住所	〇〇県〇〇市〇〇

代表者の氏名（企業等団体の場合は団体名）と代表者の住所（企業等団体の場合は団体の住所）を記入してください。

共同申請者がいる場合に記入してください。

<自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合>

代表申請者	名称	別紙のとおり（サイトの基礎情報）
	住所	—
共同申請者	名称	別紙のとおり（サイトの基礎情報）
	住所	—

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの基礎情報）」と記入してください。

（2）実施体制及び役割分担

<実施体制（役割分担含む）>

〇〇株式会社・・・全体管理、日常的な点検、下草刈りや外来種駆除など各種活動の実施。
〇〇の杜の自然を守る会・・・下草刈りや外来種駆除など各種活動の実施、モニタリングの実施、自然観察会の企画・運営。

<意思疎通の方法>

〇〇株式会社と〇〇の杜の自然を守る会・・・月に1回の連絡会議を開催。

申請者が複数の場合や土地所有者等と異なる場合には、それぞれの役割や連携体制等について記入ください。
また、申請者ではないが重要な関係者がいればその者を含めて記入してください。
意思疎通の方法については、関係者が単一の場合は記載不要です。

<自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合>

<実施体制（役割分担含む）>

別紙のとおり（サイトの基礎情報） 以下同じ

<意思疎通の方法>

—

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの基礎情報）」と記入してください。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1－2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

3. 実施区域

(1)実施区域の状況	本サイトは、〇〇県自然共生市の中山間地域（標高0m～約200m）に位置し、二次林、水田（棚田）といった里地里山の環境が形成されている。棚田では化学肥料や農薬の利用を抑えた環境保全型農業を行い、〇〇サンショウウオの生息も確認されている。 〇〇地域の代表的な里地里山の自然景観を有することから「〇〇100選」に選定されており、地域団体と協力し定期的なエコツアーの開催や、市内の小学校の社会科見学の間としても利用されている。
(2)生物多様性の状況	③里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値、⑥希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値を有する。 里山の環境に典型的な生態系が維持され、田、斜面林などの多様な環境により、希少種を含めてチョウ、トンボ、野鳥、草本類などの生息生育地となっている。 詳細は別紙1②サイトの状況のとおり。
(3)保護地域との重複	重複なし
(4)土地利用の変遷	本サイトの大半を占めるクヌギ・コナラの二次林は、薪炭林としての利用が1960年代頃から減退し、遷移が進んだ状態にある。ただし一部で祭事用の薪採取が今も続いている。 本サイト中央部の水田（棚田）では2000年代に耕作放棄が進んだが、2010年代後半からNPO団体が生産活動を再開・維持している。
(5)周辺の環境	本サイト周辺には、同じくクヌギ・コナラの二次林や小規模な水田（棚田）からなる環境が広がっているが、近年は、二次林の管理減退や水田の耕作放棄が著しく進んでいる。

以下の情報が含まれていると、区域のイメージが掴みやすくなります。

- ・サイトの属性（社有林、工場緑地、森林施業地、ビオトープなど）
- ・サイトの自然環境の様子（植生、ハビタットなど）
- ・サイトで確認されている生物
- ・維持管理や利用に関する情報
- ・将来のビジョン など。

実施区域が該当する生物多様性の価値及び状況を記入ください。

実施区域が保護地域と重複している場合は、重複している保護地域について記入ください。保護地域については39ページを参照してください。

特に造成した場所の場合は、今の活動を開始する前に申請区域がどのような場であったか、土地利用の変遷等についてご記入ください。

なお、例えば、自然状態が続いてきた場や、長年同様の保全・利用等の活動が行われてきた場所であって、新たに造成した場でなければ、その旨をご記入ください（例①：従来から森林地帯の一部として保全・利用されてきた。例②：従来から里地里山の一部として営農に利用されてきた）。

実施区域の周辺の環境がどのような状況であるかについてご記入ください。

実施区域との環境の類似性や相違点（申請区域と同様の里山林が広がっている、周辺は工業地帯であり申請区域は希少な緑である、等）、自然環境の連続性・連結性の状況等と関係づけて記入いただくと分かりやすいです。

また、実施区域の面積が小さい場合は、隣接する土地の所有や維持管理の状況等も有用な情報になります。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1－2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

3. 実施区域

※前頁掲載表の続き

(6)実施区域の課題	①外来種の影響 アメリカザリガニやウシガエルなど外来種の侵入が懸念。 ②人手不足 管理のための人手が慢性的に不足。また、高齢化の課題もある。
------------	---

実施区域の課題について記入ください。

例としては、以下が挙げられます。

- ・ 密猟や乱獲、盗掘・盗採等の行為
- ・ 侵略的外来生物の侵入、在来生物に対する捕食圧、在来生物との競合、生息環境の改変
- ・ 有害鳥獣による在来生物の食害、生息環境の改変
- ・ 病害虫の侵入
- ・ 有害化学物質の流入等による水質または土壌等の汚染 など

＜自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合＞
または＜認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合＞

(1)実施区域の状況	別紙のとおり（サイトの基礎情報、サイトの概要）。以下同じ。 森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針）に記載のとおり。以下同じ。
------------	---

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの基礎情報、サイトの概要）」、認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合は、「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針）に記載のとおり」と記入してください。

4. 活動内容

(1) 目標

大目標（状態目標）	フクロウをシンボルとした、多様な在来の動植物が生息・生育する里地里山の生態系を維持する。 自然と人間が共存した証が残る里地里山の文化的資源（古民家を含む里山景観）を維持する。 そうした資源を環境教育・観光に活用していく。
-----------	--

実施区域の現況及び課題等を踏まえて、大目標（目指すべき状態目標）を記入してください。

＜自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合＞
または＜認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合＞

大目標（状態目標）	別紙のとおり（サイトの概要）。以下同じ。 森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針）に記載のとおり。以下同じ。
-----------	--

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの概要）」、認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合は、「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針）に記載のとおり」と記入ください。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1-2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

4. 活動内容

※前頁掲載表の続き

個別目標（活動により増進を図る生物多様性の価値）	（1）公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値
	（2）原生的な自然生態系が存する場としての価値
	（3）里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値
	・ 地面に太陽光が当たりやすい環境を維持する。 ・ 外来種の侵入を防除する。
	（4）生態系サービスの提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値
	（5）伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の提供の場としての価値
	（6）希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値
	・ 現在生息生育が確認されている希少な動植物種の生息生育環境を保全する。 鳥類：キビタキ、フクロウ等 植物：ワニグチソウ、キンラン、ギンラン等 昆虫：オオウラギンスジヒョウモン、タガメ等
	（7）分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生育生息している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値
	（8）越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値
	（9）既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値

活動により増進を図る生物多様性の価値毎に個別目標を項目立てて記入ください。

なお、記入内容に共通点が多い場合には、生物多様性の価値の類型ごとではなくまとめて記入して差し支えありません。

<自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合>
または<認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合>

個別目標（活動により増進を図る生物多様性の価値）	（3）里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値
	別紙のとおり（サイトの生物多様性の様子）。 森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり。

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの生物多様性の様子）」、認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合は、「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり」と記入ください。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1－2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

4. 活動内容

（2）活動内容及び実施時期

活動ごとにどのような活動を、いつ、どこで行うかを具体的に記入ください。

なお、活動内容を検討するにあたり、「別紙1 効果が期待できる望ましい活動手法リスト」を参照ください。

活動内容	実施時期	実施場所	生態系タイプの区分 (1. 概要(5) 実施区域で選択した区分のうち該当するものを記載)
草丈は昆虫の生息可能な高さ10cm以上を残しながら刈る。特に人が利用しない場所については刈り高が20～30cm程度となる高刈りを行う。 保護対象の植生の範囲を柵で囲い、維持管理を行なう。 詳細は、別添の活動計画書のとおり。	通年	草地広場	二次草原
化学農薬及び化学肥料を使用せず、水田における環境への負荷を減少させる。 水田内に、江、深い溝、ピオトープを設置し、中干し期間中、湛水する。 詳細は、別添の活動計画書のとおり。	通年	水田	水田
里山資源の継続的利用を維持するための定期的な伐採・保育を行うとともに、林床の植物を保護し、天然更新を図るためシカ食害を防止する。 小面積皆伐により若い林が混じるモザイク状の里山林をつくることで、ナラ枯れ被害を受けにくくし、明るい環境を好む生物相を保全する。 資源利用の実態や樹種構成により広葉樹用材林への誘導を図る。 詳細は、別添の活動計画書のとおり。	通年	里山林	里山林

＜自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合＞
または＜認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合＞

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの活動計画、モニタリング計画、サイトの概要）」、認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合は、「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり」と記入してください。

活動内容	実施時期	実施場所	
別紙のとおり（サイトの活動計画・モニタリング計画・サイトの概要）。 森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり。	—	—	—



第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1-2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

4. 活動内容

（3）モニタリング計画

【モニタリング対象】

鳥類、両生類、昆虫類、植物を対象とする。

【モニタリング場所】

①二次草原ゾーン：草原内に設定したルート沿い

②水田ゾーン：5地点

③里山林ゾーン：林内に設定したルート沿い

【モニタリング手法】

①二次草原ゾーン：鳥類は目視・鳴き声確認、昆虫類・植物は直接観察または採取

②水田ゾーン：昆虫類・両生類を直接観察または採取

③里山林ゾーン：鳥類は目視・鳴き声確認、昆虫類・植物は直接観察または採取

【モニタリングの実施時期、頻度】

・基本的には2年に1度の頻度で実施。

・モニタリング実施年の2月、4月、5月、8月、11月に実施。

【モニタリング実施体制】

NPO法人〇〇の職員が中心となって実施。市民参加型モニタリングも実施。種同定や分析、計画立案の助言は有識者（〇〇大学〇〇准教授）に依頼。

添付資料4としていただくか、この欄に以下の項目について記入ください。

- ・ モニタリング対象、
- ・ モニタリング場所、
- ・ モニタリング手法、
- ・ モニタリングの実施時期及び頻度、
- ・ モニタリングの実施体制

なお、モニタリングを検討するにあたり、「別紙1 効果が期待できる望ましい活動手法リスト」を参照ください。

＜自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合＞
または＜認定を受けた森林経営計画を添付して活用する場合＞

別紙のとおり（サイトの活動計画・モニタリング計画）。

森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり。

自然共生サイトの令和6年度までの様式を活用している場合は、「別紙のとおり（サイトの活動計画、モニタリング計画）」、森林経営計画を活用している場合は、「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針別紙）に記載のとおり」と記入ください。

（4）専門家との連携の状況、参考とした文献等（任意）

〇〇大学 〇〇教授・・・モニタリング計画の検討や結果を活動内容に反映するにあたってアドバイスをいただく。

活動を行うにあたり、有識者の協力を受けている場合は、協力頂いている有識者の所属・ご役職・氏名及び連携の内容をご記入ください。

＜自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合＞

別紙のとおり（サイトの基礎情報）

自然共生サイトの令和6年度までの申請様式を添付して活用する場合は、「別紙のとおり（サイトの基礎情報）」と記入ください。

第2章 提出書類の解説

1. 増進活動実施計画（様式1-2）

増進活動実施計画

※記載例（青字）はあくまで一例です。

4. 活動内容

（5）関連する取組（任意）

〇〇計画の認定を受けている（計画名称：〇〇計画、認定者：〇〇、取組内容：〇〇〇）

優良緑地確保計画、森林経営計画、環境負荷低減事業活動実施計画・特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定など関連する取組があれば記入ください。
（計画の名称、認定者・取組主体、取組内容、目標等）

（6）支援者について（任意）

①申請に向けて受けた支援の内容

支援者：一般財団法人〇〇

支援時期：令和〇年〇月～令和〇年〇月

支援内容：活動場所の動植物調査

②認定後に受ける見込みの支援の内容

支援者：NPO法人〇〇

支援時期：令和〇年〇月～令和〇年〇月

支援内容：モニタリングのサポート

活動に当たって支援を受けている団体等があればその内容について記入ください。

特に、別途環境省において運用中の「支援証明書」の発行を支援者が希望している場合には、記入することをお勧めします。

（7）その他

その他、重要事項があれば記入ください。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

①基本的事項

1. サイトの概要

計画の名称、計画期間、サイト名（実施区域）を記入ください。

2. 申請者

申請者（団体）の名称、代表者等の情報を記入ください。個人の方は、「申請者氏名」を転記ください。申請者が複数の場合には、「①基本的事項」シートには代表者を記入し、共同申請者の方は「申請者記入シート」に記入ください。

3. 連携活動実施者

連携増進活動実施計画の場合には、市町村と連携し実際に活動を担う活動主体を「連携活動実施者」と呼称しています。申請者の欄と同様に、複数の場合には、代表となる連携活動実施者をこちらに記入し、それ以外の方は「連携活動実施者記入シート」に記入ください。

4. 土地の所有者等

計画の実施区域の土地の所有者等を記載してください。申請者の欄と同様に、複数の場合には、代表となる土地の所有者等の方を記入いただき、それ以外の方は「土地所有者等記入シート」に記入ください。

5. 確認事項

申請に当たっての基本的な事項の確認欄を設けているため、チェック及び記入をお願いします。

番号1. 申請者と土地所有者等が異なる場合、土地の所有者等が計画の申請に同意しているか。

■ 申請者と土地の所有者等が同一である場合

- 申請にあたり同意の問題は生じません。「申請者と土地の所有者等が同一である」にチェックを入れてください。

■ 申請者と土地の所有者等が異なる場合

- すべての土地の所有者等の同意が得られていれば、「はい」にチェックを入れてください。その場合、どのような方法等で同意を取得したか詳細を「土地所有者等記入シート」に記入ください。
- なお、複数の土地の所有者等が存在する場合は、当該土地の所有者等の代表者による同意でも構いません。
- また、審査の必要に応じ、同意の経緯について追加の情報を提供いただくことがあります。
- 同意について、悪意や重大な過失により、同意を虚偽申請すること等により、不正の手段と認められる場合については、認定取消し等となる場合がありますので、ご注意ください。

第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号2. 活動の衡平性に疑念を感じさせる訴訟等の紛争は存在するか。

- ここでいう「活動の衡平性に疑念を感じさせる訴訟等の紛争」としては、例として以下が挙げられます。
 - ・ 土地境界・土地の権利関係に関する紛争
 - ・ 活動に関する不公平な費用負担等に起因する紛争
 - ・ ステークホルダーの排斥等に伴う紛争
 - ・ 土地利用の在り方（保護と開発の対立など）に関する紛争 など

番号3. 計画に係る実施区域・区域における活動に関連する法令条例を遵守しているか。

- 【関連法令がある場合は以下に記入】の欄には、地域指定や土地等の利用に関する規制法のみをご記入ください。刑法や民法等の全国が対象となる法令、実施されている保全・利用等の活動と特段関係を有さない法令については記入不要です。
- 地域指定や土地等の利用に関する規制法の例としては、各種保護地域制度のほか、以下が挙げられます。
 - ・ エコツーリズム推進法：特定自然観光資源等
 - ・ 景観法及び景観条例：地方自治体が設定する景観重点地区等
 - ・ 古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法：歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区等
 - ・ 農地法：農地の賃貸借等
 - ・ 土地改良法：土地改良施設の他目的使用
 - ・ 市民農園整備促進法：市民農園区域
 - ・ 首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地保全区域等
 - ・ 森林法：保安林等
 - ・ 林業種苗法：指定採取源
 - ・ 地すべり等防止法：地すべり防止区域等
 - ・ 漁港及び漁場の整備等に関する法律及び関連する条例（漁港管理条例等）：漁港区域
 - ・ 漁業法：漁業権等
 - ・ 水産資源保護法：保護水面
 - ・ 生産緑地法：生産緑地等
 - ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律：歴史的風致維持向上計画の重点区域等
 - ・ 都市計画法及び関連する条例（施行条例等）：景観地区や風致地区等の地域地区等
 - ・ 都市緑地法及び関連する条例（地区計画等緑地保全条例等）：緑地保全地域、特別緑地保全地区等
 - ・ 文化財保護法・条例：史跡名勝、重要文化的景観等 など

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号4. 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか。

- 申請区域が他区域と重複しない場合は、「存在しない」にチェックを入れてください。存在する場合は、以下の区域に応じて確認・同意をお願いいたします。また、どのような方法等で確認・同意を得たか詳細を「公物等の管理区域記入シート」に記入ください。
- なお、確認の結果、他区域と重複していない場合も、確認した時期、他区域の管理者、内容を記載ください。

<公物等の管理区域ごとの確認方法等>

(ア) 河川区域（河川法第6条第1項に規程する河川区域）

申請区域に一級河川、二級河川が含まれる又は隣接している場合は、実施区域の最寄りの河川事務所又は都道府県の河川担当課に、申請区域内で河川工事等（地域生物多様性増進活動の継続に支障が生じるおそれがあるもの）が予定されていないか確認し、予定がある場合は河川管理者と調整し、その範囲を実施区域に含まないようにしてください。なお、河川の管理区分及び一級河川はウェブサイト

<https://www.milt.go.jp/river/riyou/kubun/index.html>に掲載しておりますので参考にしてください。

(イ) 砂防関係区域（砂防法第2条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域）

実施区域の近傍に砂防関係区域であることを示す標識がある場合や、申請区域が山間地、溪流、傾斜地等の場合は、砂防関係区域を管理する都道府県砂防主管課（<https://www.mlit.go.jp/common/001286438.pdf>）に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が含まれているかどうか確認ください。地方公共団体によっては、webサイト上で区域を公表している場合もあります（例：

<https://www.gis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/PositionSelect?mid=20001>）。含まれる場合、砂防関係区域の管理者に同意を得てください。なお、地すべり防止区域については、都道府県農林担当部局にも確認ください。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号4. 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか。

<公物等の管理区域ごとの確認方法等>

(ウ) 治山事業施行地（森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地）

実施区域に森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業（地域生物多様性増進活動の継続に支障が生じるおそれがあるもの）の施行地（予定を含む）が含まれている場合は、実施区域が所在する都道府県の治山事業担当部局に詳細な位置を確認し、治山事業担当部局の同意を得てください。実施区域が広域であることなどにより治山事業施行地の確認が困難な場合は、都道府県の治山事業担当部局に確認してください。

(エ) 海岸関係区域（海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域）

海しる（<https://www.msil.go.jp/msil/htm/main.html?Lang=0/>）、海岸保全区域台帳、一般公共海岸区域台帳及び都道府県が策定している海岸保全基本計画で海岸保全区域や一般公共海岸区域に重複する可能性がある場合は、事前に海岸管理者に確認を行い、重複する場合は海岸管理者の同意を得てください。

(オ) 港湾関係区域（港湾法第2条第3項に規定する港湾区域、港湾法第37条第1項に規定する港湾隣接地域、港湾法第2条第4項に規定する臨港地区）

陸域については、海しる（<https://www.msil.go.jp/msil/htm/main.html?Lang=0/>）又は港湾計画図で申請区域が所在する普通地方公共団体（都道府県を除く）の区域の地先に港湾区域があるかどうかを確認ください。港湾区域がある場合は、当該港湾区域を管理する港湾管理者に対し、申請区域に港湾隣接地域、臨港地区又は港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域が含まれるかどうかを確認ください。含まれる場合、港湾管理者の同意を得てください。

水域については、海しる（<https://www.msil.go.jp/msil/htm/main.html?Lang=0/>）又は港湾計画図で港湾区域が含まれるかどうか確認ください。含まれる場合、港湾管理者の同意を得てください。なお、港湾法第2条第8項の開発保全航路については実施区域に含まないようにして下さい。

※補足

陸域に設定されるもの：港湾隣接地域、臨港地区、国交大臣認定の港湾施設

水域に設定されるもの：港湾区域、開発保全航路



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号4. 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか。

＜公物等の管理区域ごとの確認方法等＞

(力) 漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定する漁港区域）

海しる（<https://www.msil.go.jp/msil/htm/main.html?Lang=0/>）で漁港区域に重複する可能性がある場合は、事前に漁港一覧

（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/gyoko_itiran/sub81.html）から漁港管理者に確認を行い、重複する場合は、漁港管理者から同意書（様式3）を得て、申請書に添付してください。

なお、海しるは、漁港区域のうち陸域、琵琶湖及び霞ヶ浦等について確認ができないため、漁港一覧

（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/gyoko_itiran/sub81.html）から重複する可能性がある漁港管理者に確認を行ってください。

(キ) 漁業権区域（漁業法第60条第1項に規定する漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の区域）

漁業法に基づく共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権区域が含まれるかどうか確認ください。含まれる場合漁業権者（漁業権の免許を受けている者。不明な場合は都道府県に確認。）から同意書（様式3）を得て、申請書に添付してください。また、書面等により当該漁業権を免許している都道府県等の確認を得て、申請書に添付してください。実施区域に漁業権区域が含まれるかどうか不明な場合は、都道府県水産主務課にご確認ください。

(ク) 保護水面（水産資源保護法第17条に規定する保護水面）

水産資源保護法に基づく保護水面が含まれるかご確認ください。含まれる場合、都道府県から同意書（様式3）を得て申請書に添付してください。実施区域に保護水面が含まれるかどうか不明な場合は、都道府県水産主務課にご確認ください。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号4. 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか。

＜公物等の管理区域ごとの確認方法等＞

（ケ）都市公園区域（都市公園法第2条の2に基づき設置された都市公園の区域）

実施区域に都市公園法第2条の2に基づき設置された都市公園（国営公園、都道府県の都市公園、市町村の都市公園）の区域が含まれるかご確認ください。都市公園の区域は各地方公共団体のウェブサイト等でご確認ください。インターネットで「地方公共団体名」＋「都市公園」と検索いただければ当該地方公共団体の都市公園関係のウェブサイトが確認できますので、当該ウェブサイトで一覧を確認するか、担当部署へお問い合わせください。なお、地方公共団体によってはウェブサイトで都市公園の一覧を紹介しています（例：東京都

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/kouenannai/ichiran>）。都市公園の区域に含まれる場合、当該都市公園の管理者（都道府県や市町村など）に確認又は同意を得てください。

（コ）道路区域（道路法第18条第1項に規定する道路の区域）

実施区域に道路法第18条第1項に規定する道路（一般国道、都道府県道、市町村道（ただし、自動車専用道路を除く））の区域が含まれるかご確認ください。含まれる場合、当該道路区域の道路管理者（国や都道府県、市町村など）に確認又は同意を得てください。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

番号5. 計画に係る実施区域内において、現行・将来の整備計画等はないか。

- 現時点において、実施区域内において、現行・将来の整備計画等がない場合は、「ない」にチェックを入れてください。なお、通常の保全・利用等の活動の一環（例えば維持管理行為）として実施されるものは整備計画等には含みません。
- 整備計画「等」としては、開発や整備を伴わない活動であっても、生物多様性増進活動に支障を及ぼす可能性がある取組になります。例えば、申請を予定している活動の内容と両立が出来ない、異なる内容の環境保全の取組の実施予定がある場合等が想定されます。
- 整備計画等がある場合には、以下について該当する欄内に記入し、詳細が分かる資料があれば添付5（29ページ参照）として提出してください。整備計画等が複数ある場合には、全ての整備計画等について記入してください。
 - ・ 整備計画等の概要（事業名、事業主体、予定時期、整備場所など）
 - ・ 生物多様性増進活動への影響とその配慮策

番号6. 申請者及び土地の所有者等が複数の者から構成される場合、関係者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されているか。

- 申請者単独の場合には、「該当しない」にチェックを入れてください。
- 申請者及び土地の所有者等が複数の者から構成される場合、「意思疎通が図られる定期的な機会」は、年に1度以上設定してください。「意思疎通が図られる定期的な機会」が設定されている場合は、「はい」にチェックをいれていただき、具体的な内容を該当する欄内に記入し、詳細が分かる資料があれば添付6（29ページ参照）として提出してください。

なお、意思疎通の方法は問いませんが、例えば、

- ・ 協議会において意思疎通を図っている。
- ・ 申請者及び土地の所有者等の間で、打合せの場を設けている。
- ・ Web上に申請者及び土地所有者等のみに公開されている専用サイトを設けており、各種調整やコミュニケーションを行っている。
- ・ 申請者及び土地所有者等が参加するメーリングリストを作成し、保全・利用等の活動の状況についての情報共有等を行っている。などが考えられます。

番号7. 申請者が法人・団体の場合、法人や団体が解散する予定がなく活動の責任者としての立場の期間が継続するか。

- 申請者が個人の場合は、「該当しない」にチェックを入れてください。
- 申請者が法人・団体の場合は、現時点において、解散の予定はなく、現在の実施体制が継続する見込みであれば、「はい」にチェックを入れてください。
- なお、土地の所有や貸借等に期限が存在する場合においては、今後5年程度の継続が見込まれることを目安にし、該当する欄内に期限を記入し、詳細が分かる資料があれば添付7（29ページ参照）として提出してください。

第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

① 基本的事項

土地所有者等記入シート

- 土地の所有者等の同意については、同意の取得の日及び取得の方法について、以下の欄に土地の所有者等ごとに記入してください。また、書面、メール、会議の議事録等の記録をその他添付資料として添付してください。書面等の添付が困難な場合は、同意方法の詳細（担当者、説明内容、確認方法、団体の場合は担当者等）を「同意の方法」の欄に記載してください。
- 水域の場合は、「同意の方法」の欄の冒頭に「水域」と記載ください。
- 国有林を含む場合には、森林管理局・森林管理署等の同意書の添付を必須としています。

公物等記入シート

- 活動区域と重複がある公物等の管理区域毎に、名称・種別、所在、管理者、連絡先、確認又は同意を得た日及びその方法を記載ください。
- 確認又は同意については、同意書（様式3）、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を添付3（28ページ参照）として添付ください。書面等の添付が困難な場合は、確認又は同意方法の詳細（担当者、説明内容、確認方法等）を「確認又は同意の方法」の欄に記載ください。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

②サイトの状況

1. サイトの基礎情報

○サイト名称

<日本語の名称>

・申請するサイトの名称がない場合は、新たに名称を検討し、ご記入ください。なお、他の主体の権利を侵害するおそれのある名称（区域と何ら関係を有さない商標登録された固有名称や法人・個人が含まれる名称）、公序良俗に反する名称は設定できませんので、ご留意ください。

<英語の名称>

・英語の名称は、認定後に、保護地域との重複を除いた区域をOECD国際データベースへ登録する際に必要となります。既存の英語名称があれば、本項にご記入ください。英語の名称がない場合はローマ字や新たに設定いただくことでも問題ありません。

○サイト面積

・GISデータの有無にチェックいただき、無しの場合は算出方法を具体的に記入ください。

・なお、GISデータ上の面積と実測等に基づく面積が異なる場合は、GISデータ上の面積をご記入ください。GISデータ上の面積と実測等に基づく面積が完全に一致する必要はありませんが、GISデータの面積と大きな乖離が生じないようにご留意ください。

・なお、OECDデータベースへの登録はGISデータによるため、GISデータがない場合は、記入いただいた面積とは異なる、事務局が作成したGISデータ上の面積が公表等される可能性があるのでご了承ください。

<保護地域との重複について>

・申請区域が既存の保護地域と重複し、重複分を把握している場合は、その重複分の面積をご記入ください。なお、「保護地域」は39ページを参照してください。

○活動類型、生態系タイプ、該当する生物多様性の価値

・当該計画について当てはまる活動類型、生態系タイプ、該当する生物多様性の価値を選択してください。

・生態系タイプについては、別紙1「効果が期待できる活動手法」24ページを参照の上で該当するものを選択ください。（複数選択可）

第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

②サイトの状況

1. サイトの基礎情報（区域図）

実施区域の範囲及び付近の状況を明らかにした図面（区域図）を示してください。

○GISデータを活用する場合（原則）

GISデータを元に作成した図面を、区域図として掲載してください。

GISデータは添付1として提出ください。

○GISデータの利用が困難な場合

GISデータの提出が困難な場合には、他の方法で作成した区域図を掲載してください。

この場合、位置図と面積計算図を添付1として提出ください。縮尺は区域の範囲及びその付近の状況が明確に分かる程度のものを用いてください。

1. サイトの基礎情報（全体写真）

実施区域の全体の状況が分かる写真を掲載してください。実施区域が広大など全景の写真が困難な場合は、代表的な場所の写真を複数示すなど、できるだけ全体の状況が分かるようにしてください。また、できるだけ新しい時期に撮影された写真（1年以内に撮影されたもの）にしてください。

2. サイトの生物多様性の状況

実施区域における生物多様性の状況について、活動により増進を図る生物多様性の価値ごとに記載してください。**生物多様性の価値は1から9までであるため、該当する価値のスライドのみ記入ください。**

詳細は、別紙2「生物多様性の価値」を参照ください。

<共通補足1 生物の名称>

生物の名称は、標準和名を記入ください。また、可能な場合は、学名やライフステージ（成体・幼生等）を併せてご記入ください（価値6と7の場合は学名やライフステージは必要です）。なお、生物調査は実施されておらず、目撃情報に依るため具体的な種名が分からない場合は、その旨を併せてご記入ください。

<共通補足2 域外から導入された生物種>

サイト内に生息生育している動植物が域外から導入されたものである場合は、その旨を明記してください。そして、どの地域からの移入種であるか、繁殖しているかをご記入ください。また、可能な場合は遺伝的多様性にどのように配慮しているかも併せて記入してください。

第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

②サイトの状況

3. 関連情報（生態系サービス）

生物多様性の価値4に該当する場合は記入が必須ですが、それ以外の生物多様性の価値に該当する場合は、任意記入になります。

「**区域が有する生態系サービス**」には、供給サービス、調整サービス、文化的サービスから該当するものにチェックを入れてください。複数該当する場合は、複数にチェックを入れてください。

「**生態系サービスの概況**」には、どのような生態系サービスを提供する場であるかについてご記入ください。生態系サービスについて定量的な情報（炭素固定量等）を把握されている場合は、その内容（計算方法、計算結果等）もご記入ください。

「**脱炭素、環境負荷低減など関連する取組**」には、申請区域や周辺地域で行われている脱炭素に関する取組を把握するためにご記入いただくものです。該当するものがあればご記入ください。本項に記入する事項は、生態系サービスに関連したもの以外（再生可能エネルギーの導入等）でもかまいません。

4. 追加写真用シート

該当する生物多様性の価値を有することが分かる写真など、他のページでは添付しきれないものがあれば示してください。写真番号、撮影年月、説明とともに本シートに添付してください。また、撮影位置を「写真の撮影位置」に示してください。

5. 写真の撮影位置

本シート（シート2 サイトの状況等）で添付した写真の撮影位置を（可能であれば撮影方向も）、「区域図」を背景にして示してください。

6. サイトの追加情報

伝えたい情報などあれば、自由に記載ください（最大3枚程度）。



第2章 提出書類の解説

2. サイト詳細シート（様式1-2 別紙1）

③OECM

自然共生サイトのOECM登録に係る必要事項です。①基本的事項において、OECM国際データベースへの登録に同意した場合は、記入してください。

＜ご回答の前に＞

実施区域の全部が保護地域に含まれることが明確な場合は、「実施区域の全部が保護地域内に含まれる」にチェックを入れてください。実施区域と保護地域が重複しない、または保護地域との重複はあるが完全には含まれない、重複状況はわからない場合については、「以下のどれかに該当する」にチェックを入れてください。

質問1～5

＜ご回答の前に＞で、「以下のどれかに該当する」にチェックを入れた場合のみ回答ください。この際、（必須）とある項目については、必ず記載ください。



第2章 提出書類の解説

3. 添付書類

添付1 GISデータ

実施区域の範囲の把握、面積の算定とともに、OECM登録に該当する場合にも活用します。

GISデータの作成経験がない方でも、別添の「GISポリゴンデータ作成マニュアル」を参照いただければ、比較的容易に作成できます。

添付資料の内容	形式
・GISデータ（Shapeファイル、KMLファイル等） <GISデータの提出が困難な場合> ・区域の位置を明らかにした位置図（例えば、縮尺1/25,000程度の地形図に位置を記したもの） ・面積の根拠が分かる資料や面積計算図	Shapeファイル、KMLファイル等
上述の資料の提出が困難な場合（地籍測量が未終了の土地所有界を区域の境界に用いる等）には、公図等を基に区域の境界線を図示した縮尺1/25,000程度の地形図等	

<補足 実施区域の範囲の考え方>

申請範囲には、生物多様性の価値と関連のない工作物を含めないようご注意ください。ただし、生物多様性、生態系サービス（文化的な価値を含みます）や保全・利用等の活動の関連から一体不可分の工作物については、最低限のものに限り含めることが出来ます。判断に迷う場合には、機構に相談ください。

「生物多様性、生態系サービス（文化的な価値を含みます）や保全・利用等の活動の関係から一体不可分」の考え方については、例えば、以下をご参照ください。

ア.工作物の設置目的や役割に着目して判断。「生物多様性の価値がある範囲」のために作られた工作物が該当する。例えば、「生物多様性の価値がある範囲」が失われた場合（例：生物多様性の価値がある公園や緑地そのものが廃止された場合等）、その工作物が単独で存在し続ける必要があるかどうかを判断基準とできる。例として、生物多様性の価値を有する公園内のベンチ・園路（ベンチや園路は公園のために設置されたもの）や生物多様性の価値を有する緑地等の管理小屋（管理小屋は緑地等の維持管理のために設置されたもの）は含めることが出来る。

イ.特に文化的な価値から一体不可分の工作物。例として、社寺林の社寺、屋敷林の屋敷など。



第2章 提出書類の解説

3. 添付書類

添付2 生物多様性の現況

活動類型が「生物多様性を維持する活動」（維持タイプ）である場合には、必須です。該当する場合には、活動により維持することとなる生物多様性の価値1～9について、実施区域内で確認された動植物リストをはじめとして、それぞれ根拠となる資料を添付いただきます。

詳細は、別紙2「生物多様性の価値」を参照ください。

<添付2 生物多様性の現況 一覧>

生物多様性の価値		添付資料の概要
場：豊かな生物多様性を育む場としての価値		
①公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値		・重要里地里山・重要湿地・重要海域・特定植物群落・巨樹巨木林に該当していることが分かる資料
②原生的な自然生態系が存する場としての価値		・最新版の1/25,000の現存植生図 ・原生状態が長期にわたり維持されていることが分かる資料 ・区域で確認された動植物種の情報が分かる資料
③里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値		・区域で確認された動植物種の情報が分かる資料 ・区域で行われてきた、二次的な自然環境の維持に寄与する活動を説明した資料 ・最新版の1/25,000の現存植生図
④生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値		・区域で確認された動植物種の情報が分かる資料 ・提供する生態系サービスの内容が分かる資料
⑤伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値		・供給する自然資源及び地域の伝統文化の情報が分かる資料 ・地域の伝統文化に活用されていることが分かる資料
種：希少な動植物の生息地または生育地としての価値		
⑥希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値		・区域で確認された希少な動植物種の情報が分かる資料
⑦分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値		・区域で確認された特殊性のある動植物種の情報が分かる資料
機能：生態系の連結性その他の生物多様性に関する重要な機能としての価値		
⑧越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値		・区域で確認された越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）などを行っている動物種の情報が分かる資料 ・対象とする動物種が越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）などで申請区域を利用していることが分かる資料
⑨既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値		・隣接する保護地域等との位置関係が分かる図面 ・申請区域及び隣接する保護地域等を含む植生図 ・周辺に存在する緑地等との位置関係が分かる図面 ・連続性・連結性を高める機能を有することが分かる資料 ・区域で確認された動植物種の情報が分かる資料

第2章 提出書類の解説

3. 添付書類

添付3 公物等の管理区域に関する記録等

該当の場合に提出です。

実施区域と公物等の管理区域の重複がある場合には協議に関する記録等を提出ください。

協議に関する記録等の添付が困難な場合は、確認又は同意方法の詳細（担当者、説明内容、確認方法等）をサイト詳細シート本体の「確認又は同意の方法」の欄に記載ください。

添付資料の内容	様式
・ 協議に関する記録 （例：同意書、メールのやりとりのコピー、会議録 等）	PDF 等

添付4 モニタリング計画

該当の場合に提出です。

計画本文にモニタリング計画を記載するか、添付4として別添ください。

添付資料の内容	様式
＜モニタリング調査を概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みに該当する場合＞ ・ モニタリング計画書の写し （調査の対象項目、実施時期及び頻度、実施体制を記したものが望ましい。有識者等が調査に関与している場合、当該有識者等の経歴、専門分野等も。モニタリング地点の位置がわかる図面があれば併せて提出ください） ※現在モニタリングを実施していない場合でも、簡易的なモニタリング計画で構いませんので、これを機会に作成いただくことが望ましいです。 ＜自治体のレッドリスト評価における調査又はモニタリングサイト1000調査等によって把握されている場合＞ ・ そのことが分かる資料（例えば、該当するモニタリングサイト1000の位置とモニタリング内容など） ＜現状の活動を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれがない場合＞ ・ そのことが分かる資料（例えば、通常の巡視の内容など）	自由

第2章 提出書類の解説

3. 添付書類

添付5 整備計画等資料

該当の場合に提出です。

実施区域で整備計画等がある場合に、当該整備計画等の資料を添付してください。

当該整備計画等が地域生物多様性増進活動に与える影響も踏まえて、想定される負の影響とその配慮策・対応策を検討ください。

添付資料の内容	様式
・整備計画等の概要及び実施される配慮措置の内容が確認できる資料	自由

添付6 協議会・意思疎通方法

該当の場合に提出です。

協議会等を設置している場合には、協議会の構成や関係する議事録を添付してください。

協議会などが存在しない場合は、様式1－2本体の「（2）実施体制及び役割分担」に記載ください。

添付資料の内容	様式
＜既存の協議会等が存在する場合＞ ・定款等その他の意思疎通の機会や頻度が確認できる資料	自由

添付7 所有・賃貸関係

該当の場合に提出です。

土地の所有や貸借等に期限が存在する場合（例えば、市町村の施設を指定管理者として管理している者が申請者である場合など）に、その詳細が分かる資料を添付してください。

添付資料の内容	様式
当該期限までの期間等が確認できる資料（年度契約等の場合は、過去5年間の契約実績が確認できる資料）	自由

その他添付資料

土地の所有者等の同意書、関連する計画（森林経営計画※等）など増進活動実施計画に関連して追加で提出したい資料を添付してください。

※実施区域において、あらかじめ、森林経営計画を作成し認定を受けている場合には、同計画に基づき伐採等の届出の提出が免除されるほか、森林経営計画を添付することで、増進活動実施計画（様式1－2）の記載項目の一部の記述も省略できるため、特例関係（様式4－6）や第3章認定基準（（5）活動内容及び実施時期）の記述もご参照ください。

第2章 提出書類の解説

4. 計画概要（別紙2）

※記載例（青字）はあくまで一例です。

維持・回復・創出タイプのうち
いずれかを選択してください。

様式1-2 別紙2

〇〇〇〇計画の概要

申請者：〇〇〇〇

【維持・回復・創出タイプ】

【実施区域・面積】

〇〇県、〇〇ha

【生態系タイプ】

里山林、二次草原・草地、水田

【実施区域の状況】

市街化区域内であり、周辺は住宅用地等に開発された中に残っている貴重な里山的環境である。この地域の地形の特色である谷津田が残り、台地・斜地・低地で構成され、樹林地や斜面林が保全されている。

【目標】

多様な動植物が生息・生育する里山生態系を維持する。自然と人間が共存した証が残る里山の文化的資源（古民家を含む里山景観）を維持する。そうした資源を学校教育支援・環境教育に役立てる。

【主な活動内容】

草地広場では、昆虫の生息可能な高さ10cm以上を残しながら草刈りを行う。水田では、畦畔の機械除草や有機栽培、水路との連結性の確保等により水生生物の生息環境を守る。希少種が多い樹林下では、下草刈り（特に笹刈り）を行い、光環境を確保する。

【モニタリング計画】

鳥類、両生類、昆虫類、植物を対象として、①二次林ゾーン：二次林内に設定したルート沿い、②棚田ゾーン：5地点、③自然林ゾーン：自然林内に設定したルート沿いにおいて、モニタリングを実施。基本的には2年に1度の頻度で実施。実施年の2月、4月、5月、8月、11月に実施。

【実施体制】

〇〇株式会社は、活動計画を作成し、年に4回程度〇〇作業を実施している。また月に1回程度、小学生を対象とした観察会を開催している。〇〇の社の自然を守る会は、日常的な点検、下草刈り、〇〇など外来種の除去などを実施している。



実施区域の様子が分かる
図・写真
活動内容が分かる
図・写真
等を添付してください。

【計画期間】

令和〇年〇月～令和〇年〇月



第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4-1から様式4-6）

様式4-1 特例措置の活用に関する事項

特例を活用しない場合を含め、提出必須です。

活用しようとする特例措置について、該当するものにチェックを入れてください。

様式4-2 行為規制等

該当する特例を活用しようとする場合のみ、提出してください。

自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護管理法、都市緑地法の許可・届出等に関する特例については、この様式を用いてください。この様式の中でも複数の種類の特例を活用しようとする場合には、行為の種類・場所ごとにこの様式を作成してください。

○自然公園法

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・ 国立公園：環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所
- ・ 国定公園：都道府県の自然公園担当部局

（添付書類）

地域区分	行為の種類	1. 添付資料
特別地域 / 特別保護地区 / 海域公園地区 / 普通地域	全て共通	1. 行為の場所を明らかにした縮尺2万5000分の1程度の地形図 2. 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5000分の1程度の概況図及び天然色写真 3. 行為の施行方法を明らかにした縮尺1000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 4. 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1000分の1程度の図面 5. 縮尺1000分の1程度の構造図その他の必要な書類 （※） ※環境大臣又は都道府県知事が必要があると認めるときに限る

（参考）

https://www.env.go.jp/park/apply/park_apply.html

第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4-1から様式4-6）

様式4-2 行為規制等

○自然環境保全法

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・自然環境保全地域：環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所
- ・沖合海底自然環境保全地域：環境省自然環境局自然環境計画課

（添付書類）

地域区分	行為の種類	1. 添付資料
自然環境保全地域（特別地区/ 海域特別地区/ 普通地区）/ 沖合海底自然環境保全地域	全て共通	次に掲げる図面のうち必要なものを添付する。 1. 縮尺5万分の1程度の地形図 2. 縮尺5千分の1程度の概況図 3. 天然色写真（カラー写真） 4. 縮尺千分の1程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可） 5. 縮尺千分の1程度の復元計画を明らかにした図面
沖合海底自然環境保全地域	全て共通	1. 特定行為の実施場所を明らかにした図面 2. 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。） 3. 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図 4. 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真

（参考）

<https://www.env.go.jp/nature/hozen/about.html>



第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4-1から様式4-6）

様式4-2 行為規制等

○種の保存法

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所

（添付書類）

地域区分	行為の種類	1. 添付資料
生息地等保護区（管理地区/監視地区）	工作物の新（改、増）築	1. 行為地の位置を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図 2. 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真 3. 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
	・土地の形質変更 ・鉱物の掘採（土石の採取） ・埋立、干拓 ・水位（水量）に増減を及ぼさせる行為	1. 行為地の位置を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図 2. 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真 3. 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、断面図
生息地等保護区（管理地区）	木竹の伐採	1. 行為地の位置を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図 2. 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真 3. 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図

※その他、餌動植物等の捕獲等、汚水又は排水の排出、支障となる動植物の放出、火入れ・たき火、車馬の乗入れ、有害物質（農薬等）の散布、支障のある方法での観察等については、環境大臣が指定する行為、区域、期間において規制される場合があるため、指定の有無や添付資料については相談窓口へお問い合わせください。

（参考）

- ・生息地等保護区制度について

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html>

- ・生息地等保護区一覧

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>

第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4-1から様式4-6）

様式4-2 行為規制等

○鳥獣保護管理法

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・国指定鳥獣保護区：環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所
- ・都道府県指定鳥獣保護区：都道府県の自然公園担当部局

（添付書類）

地域区分	行為の種類	1. 添付資料
特別保護地区（国指定鳥獣保護区 / 都道府県指定鳥獣保護区）	全て共通	1. 行為の実施場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図 2. 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の図面及び天然色写真（近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図） 3. 行為の実施方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図等図面 4. その他、行為の実施方法の確認のために必要な図面等

（参考）鳥獣保護区制度の概要

<https://www.env.go.jp/nature/choju/area/area1.html>

○都市緑地法

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・市の区域内：市の都市緑地担当部局
- ・町村の区域内：都道府県の都市緑地担当部局

（添付書類）

- ・市又は都道府県の都市緑地担当部局の指定による

（参考）

緑地保全地域の概要

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000076.html

特別緑地保全地区の概要

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000077.html

第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4-1から様式4-6）

様式4-3 生態系維持回復事業

以下の特例を活用しようとする場合のみ、提出

- ・ 法第15条第3項（自然公園法に基づく国立公園又は国定公園における生態系維持回復事業の確認又は認定の特例）
- ・ 法第16条第3項（自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における生態系維持回復事業の確認又は認定の特例）

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・ 環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所

（添付書類）

地域区分	行為の種類	1. 添付資料
特別地域 / 特別保護地区 / 海域公園地区 / 普通地域	全て共通	1. 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 1:25,000以上の地形図 2. 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書 3. 国及び地方公共団体以外の者が認定を受ける場合は、自然公園法施行規則第15条の6第1号1及びロの規定に該当しないことを説明した書類

（参考）

<https://www.env.go.jp/park/about/protect/ecosystem.html>

様式4-4 保護増殖事業

以下の特例を活用しようとする場合のみ、提出

- ・ 法第17条第3項（種の保存法に基づく保護増殖事業の確認又は認定の特例）

（個別法に関する問い合わせ先）

環境省地方環境事務所等

（添付書類）

必要に応じて以下の書類を添付すること。

- ①事業に関する費用の総額と主な内訳及び調達方法
- ②国及び地方公共団体以外の者の場合は、過去3年間の収支決算書、事業報告書
- ③事業実施区域及び当該区域の状況を明らかにした図面
- ④自己の土地でない場合は、地権者の同意書
- ⑤対象種の捕獲等を規制する他法令（例：文化財保護法）の有無と手続き状況について

（参考）

- ・ 保護増殖事業について

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/index.html>

- ・ 保護増殖事業の確認・認定について

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/kakunin.html>

第2章 提出書類の解説

5. 特例関係（様式4－1から様式4－6）

様式4－5 特定外来生物の防除

以下の該当する特例を活用しようとする場合のみ、提出

- ・ 法第19条（外来生物法に基づく特定外来生物の防除の確認又は認定の特例）

（個別法に関する問い合わせ先）

- ・ 環境省地方環境事務所又は最寄りの自然保護官事務所

（添付書類）

- ・ 区域図（適正な縮尺のもの）
- ・ 防除実施計画書
- ・ 申請者の略歴を記載した書類（申請者が市区町村以外の場合。なお、申請者が法人の場合は、過去3年間の活動実績、定款又は寄付行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）

（参考）外来種の防除

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>

様式4－6 伐採等の届出

以下の該当する特例を活用しようとする場合のみ、提出

- ・ 法第20条第1項（森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の特例）

（なお、法第20条第2項により、市町村が作成したその区域における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行われる伐採について森林法の特例を受ける場合には、特例に係る特段の様式は定められていないが、本様式を活用するなどして、伐採等の届出に関する事項を各活動実施計画において明らかにしておくことが望ましい。）

（添付書類）

- ・ なし（ただし、以下の事項に留意してください。）

（留意事項）

- ・ 特例に係る伐採の区域が分かるよう、サイト詳細シートの「サイトの基礎情報（区域図）」において、該当箇所を示すことが望ましい。
- ・ 境界杭などにより隣接する土地との境界が明らかでない場合には、越境による誤伐を防止する観点から、隣接する土地の所有者等の立ち会いのもと境界確認を行うことが望ましい。

実施区域においてあらかじめ森林経営計画を作成し認定を受けている場合、同計画に基づく伐採及び造林については、森林法で規定する事前の伐採等の届出の義務は免除されるため、本特例を活用する必要はありません。

（参考）伐採および伐採後の造林の届出等の制度

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

第2章 提出書類の解説

6. 連携増進活動実施計画（様式2-2）

※記載例（青字）はあくまで一例です。

1. 概要

連携増進活動実施計画

(1)連携増進活動実施計画の名称	〇〇市里地里山保全活動実施計画
(2)計画期間	令和7年4月～令和12年3月
(3)代表申請者	〇〇市
(4)連携活動実施者	〇〇の杜の自然を守る会、NPO法人〇〇
(11)協議会	☒ 有 / ☐ 無
(12)支援センター	☒ 有 / ☐ 無

協議会、生物多様性増進活動支援センターの有無を選択してください。

2. 実施体制

(1)申請者（活動主体）	
代表申請者	名称 〇〇市
	住所 〇〇県〇〇市
連携活動実施者	名称 〇〇の杜の自然を守る会、NPO法人〇〇
	住所 〇〇県〇〇市

代表者の名称と住所を記入してください。

連携活動実施者の氏名（企業等団体の場合は団体名）と住所（企業等団体の場合は団体の住所）を記入してください。

5. 連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項

(1)有機的に連携させるために実施する取組内容
定期的な情報交換の機会の設定や、横断的なイベントの開催、活動に必要な知識・技術等の講習の実施等
(2)連携増進活動協議会の内容（設置している場合）
協議会の名称： 〇〇市里地里山保全活動協議会
協議会の構成員： 〇〇市、〇〇の杜の自然を守る会、NPO法人〇〇
協議会の事務局： 〇〇市
協議会の開催頻度： 年に〇回開催
(3)地域生物多様性増進活動支援センターの内容（設置している場合）
支援センター名： 〇〇活動支援センター
支援センターの支援内容： 活動のために必要な情報の提供や助言を行う拠点、各主体間における情報共有や連携促進の場として活用

協議会の設置要綱等があれば、添付6として添付してください。

※増進活動計画（様式2-1）と重複する項目の掲載を省略しています。

1. 実施区域

○認定基準

活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されていること。

○審査の観点

①範囲・面積

実施区域は、その境界が図面上、法的上、現場における目視等で明確であり、具体的な活動を行う範囲のみとなっていること。活動の実施区域の面積が算出されていること。

・既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定された活動計画の実施区域は、日本における30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標）の達成に向けた地域に含まれていくことになるため（保護地域との重複を除きOECMとして国際データベースに登録）、実施区域の範囲は明確かつ適当な範囲であるか確認します。

・GISデータがある場合は、GISデータから算出された面積を、GISデータがない場合は、実測等で算出された面積を確認します。

・26ページの添付資料の欄もご参照ください。

②保護地域の指定の有無

法律や条例に基づく保護地域の指定の有無が把握されていること。

・既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定された活動計画の実施区域については、OECMとして国際データベースに登録するため、保護地域との重複の有無について申請者自らが把握しているかを確認します。

・保護地域内であっても、管理の質の向上を図ることが重要であるため、どのような保護地域と重複しているかを確認します。



1. 実施区域

<我が国における保護地域について>

以下の区域を保護地域としています。

○陸域及び内陸水域

- 自然公園（自然公園法）
- 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- 自然環境保全地域等（自然環境保全法）
- 鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- 生息地等保護区（種の保存法）
- 近郊緑地特別保全区域（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 保護林（国有林野の管理経営に関する法律）
- 緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）
- 天然記念物（文化財保護法）
- 都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

- 自然公園（自然公園法）
- 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- 自然環境保全地域等（自然環境保全法）
- 鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- 生息地等保護区（種の保存法）
- 天然記念物（文化財保護法）
- 保護水面（水産資源保護法）
- 沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）
- 共同漁業権区域（漁業法）
- 都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）

1. 実施区域

③生物多様性の価値（生物多様性を維持する活動の場合）

実施区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有するものであると認められること。

(ア) 豊かな生物多様性を育む場としての価値

(イ) 希少な動植物の生息地または生育地としての価値

(ウ) 生態系の連結性その他の生物多様性に関する重要な機能としての価値

・既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定を受けようとする場合のみ必要となる項目です。詳細は「別紙2 生物多様性の価値」において解説していますので、こちらを確認ください。

2. 実施体制

○認定基準

実施体制は、当該活動が確実かつ継続的に実施できるものであると見込まれること。

○審査の観点

①土地の所有者等

申請者が土地の所有者等ではない場合には、土地の所有者等の同意を得ていること。

- ・活動実施区域において、申請者と土地の所有者等が異なる場合は、活動を確実かつ継続的に実施するためにも土地の所有者等との事前の調整が重要です。
- ・具体的には、提出書類のうち、サイト詳細シートに、実施区域の土地の所有者等ごとに、同意を得た日及びその手法が記載されているかを確認します。
- ・土地の所有者等には、土地の所有権のほか、地上権、賃借権を有する者が含まれます。なお、水域に漁業権等の権利等が設定されている場合には、当該権利を有する者も土地の所有者等に含まれます。
- ・同意取得の方法については、同意書のほか、対面での説明、メールや電話でのやりとり、会議等での説明によって同意を得る方法などが考えられます。これまでの土地の所有者等との関係性などを踏まえ、適切な同意取得方法によって、後日トラブルとならないよう留意してください。
- ・実施区域に係るすべての土地の所有者等の同意を得ることを基本としますが、過失がなく土地の所有者等を確認することができない場合その他の理由で事務局がやむを得ないと判断した場合は除きます。なお、申請区域に複数の土地の所有者等が存在する場合、当該土地の所有者等の代表者による同意でも可とします。
- ・実施区域が国有林である場合には、森林管理局・森林管理署等の同意書が添付されているかを確認します。



2. 実施体制

②公物等の管理区域

公物等の管理区域と重複している場合には、当該公物等の管理者の確認や同意を得ていること。

- ・ 地域生物多様性増進活動の実施に当たっては、関係法令の遵守はもちろんのこと、地域のステークホルダーとの合意形成を図りながら進めることが肝要です。とりわけ、公物等の管理区域においては、管理者とよくコミュニケーションをとって活動を実施することが重要です。
- ・ このため、実施区域に公物等の管理区域が含まれる場合には、申請前に、公物等の管理区域の種類ごとに、管理者に確認や同意を得ているかを確認します。

＜留意事項＞

- ・ 悪意や重大な過失により、重複の事実の隠蔽や虚偽申請等の不正が認められる場合については、認定取消し等となる場合がありますので、ご注意ください。

③関係者の意思疎通

実施体制が複数の者から構成される場合には、必要な役割分担及び責任の所在が明らかであって、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること。

- ・ 複数の者から構成されている場合、「意思疎通が図られる定期的な機会」が、年に1度以上設定されているかを確認します。「意思疎通が図られる定期的な機会」とは、例えば、協議会において意思疎通を図る、打合せの場を設ける、Webやメーリングリストなどによりコミュニケーションするといった方法が考えられます。

④立場の継続性

申請者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、活動に対する責任を有する者としての立場が計画期間中継続する見込みがあること。

- ・ 申請者が法人・団体の場合は、現時点において、解散の予定はなく、現在の実施体制が継続する見込みであることを確認します。
- ・ なお、土地の所有や貸借等に期限が存在する場合（例えば、市町村の施設を指定管理者として管理している者が申請者である場合など）においては、申請する計画期間内の継続が見込まれることを目安にし、サイト詳細シートの該当する欄内に記入された期限を確認します。その際、詳細が分かる資料（年度契約等の場合は、過去5年間の契約実績が確認できる資料）を求める場合があります。

⑤反社会勢力

申請者や関係者に暴力団員等の反社会的勢力が含まれていないこと。

- ・ サイト詳細シートの「暴力団排除に関する誓約事項」を確認します。

⑥紛争等

訴訟等の紛争が活動の衡平性に疑念を生じさせるおそれがないこと。

- ・ 「活動の衡平性に疑念を感じさせる訴訟等の紛争」としては、例として以下が挙げられます。
- ・ 土地境界・土地の権利関係に関する紛争
- ・ 活動に関する不公平な費用負担等に起因する紛争
- ・ ステークホルダーの排斥等に伴う紛争
- ・ 土地利用の在り方（保護と開発の対立など）に関する紛争 など

3. 計画期間

○認定基準

目標を達成するために適切な計画期間が設定されていること。

○審査の観点

5年を目途に計画期間を定めることが望ましい。

- ・ 計画期間は、継続性の担保及び順応的管理の観点から、基本的に5年を目途に定期的に見直しをすることを想定しています。ただし、実施体制や活動内容によっては、5年より長い期間（短い期間）を設定することも可能です。
- ・ 連携増進活動実施計画であって、かつ、生物多様性維持協定の活用を検討されている場合には、協定の期間を20年として締結した場合について、相続税及び贈与税の評価を減ずる特例が設けられているため、計画期間についても、基本的に、協定の期間を包含できる期間（20年以上）が設定されているかを確認します。

4. 目標

○認定基準

土地利用の変遷、周辺地域の状況並びに実施区域の現況及び課題を踏まえ、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から、適切で実現可能な目標が設定されていること。

○審査の観点

①生物多様性の価値

目標は、生物多様性の価値のいずれかを増進（※）することを含むものであること。

（※）ここでいう「増進」とは、生物多様性の価値を維持し、回復し、又は創出することをいう。

- ・ 「生物多様性の価値」については、国際的な考え方も踏まえて、以下の表のとおり9つに類型化しています。このいずれか1つ以上を増進することが、設定される大目標（状態目標）に要素として含まれていることを確認します。
- ・ その上で、生物多様性の価値ごとに、その価値の増進に資する個別目標が項目立てられているかを確認します。その際、複数の生物多様性の価値を増進する場合であっても個別目標が共通する場合には、まとめて記載しても差し支えありません。
- ・ その他、地域活性化や環境教育、自然資源の持続可能な利用など、それぞれ活動に関連した目標を要素として加えていただいても構いません（認定の可否には直接影響しません）。特に、生物多様性の価値3, 4, 5を含む場合は、これらの要素を加えることで活動の継続性にも寄与することが考えられます。



4. 目標

＜生物多様性の9つの価値＞

場：豊かな生物多様性を育む場としての価値

- | |
|--|
| ①公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値 |
| ②原生的な自然生態系が存する場としての価値 |
| ③里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値 |
| ④生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値 |
| ⑤伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値 |

種：希少な動植物の生息地または生育地としての価値

- | |
|---|
| ⑥希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値 |
| ⑦分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値 |

機能：生態系の連結性その他の生物多様性に関する重要な機能としての価値

- | |
|--|
| ⑧越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値 |
| ⑨既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値 |



4. 目標

＜生物多様性を維持する活動の場合＞

- 生物多様性を維持する活動の場合は、申請時点で実施区域が有している生物多様性の価値を維持し続けることが目標となります。さらに、生物多様性の価値をより向上させていくことも目標として適当です。

＜生物多様性を回復又は創出する活動の場合＞

- 生物多様性を回復又は創出する活動の場合は、生物多様性の価値のいずれかを回復・創出することを目標となります。
- 回復・創出タイプの目標設定に当たっては、地域の社会的条件や自然環境の現況、土地利用の変遷等に応じて柔軟に定めるようにしてください。自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、活動期間よりも長期又は短期の目標を設定することも有効です。
- 具体的には、活動の実施区域の土地利用の変遷、周囲の良好な自然環境の状況等を参照した上で、「生物多様性が豊かであった時期の状況を目標とする」「地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定する」などの方法が考えられます。
- 「生物多様性が豊かであった時期の状況を目標とする」場合には、当時の状況を把握できる資料（調査結果、文献、写真等）を整理するほかに、当時の状況を知る複数人へのヒアリング等を通じて明らかにすることも効果的です。・また、荒廃農地を農地として再生するか、草地として粗放的に管理するかなど、目標とする生態系が複数考えられる場合には、活動の実施体制、地域の合意形成の状況、関連する地域の計画等を踏まえた上で、設定することが重要です。

②実現可能性・適切性

目標は、活動内容及び実施時期、区域、実施体制並びに計画期間に照らして実現可能なものであること。

活動の実施区域の現況、土地利用の変遷、活動の実施区域の周辺の状況、活動の実施区域の課題（外来種・鳥獣被害等）を把握した上で、それを踏まえて目標が立てられていること。

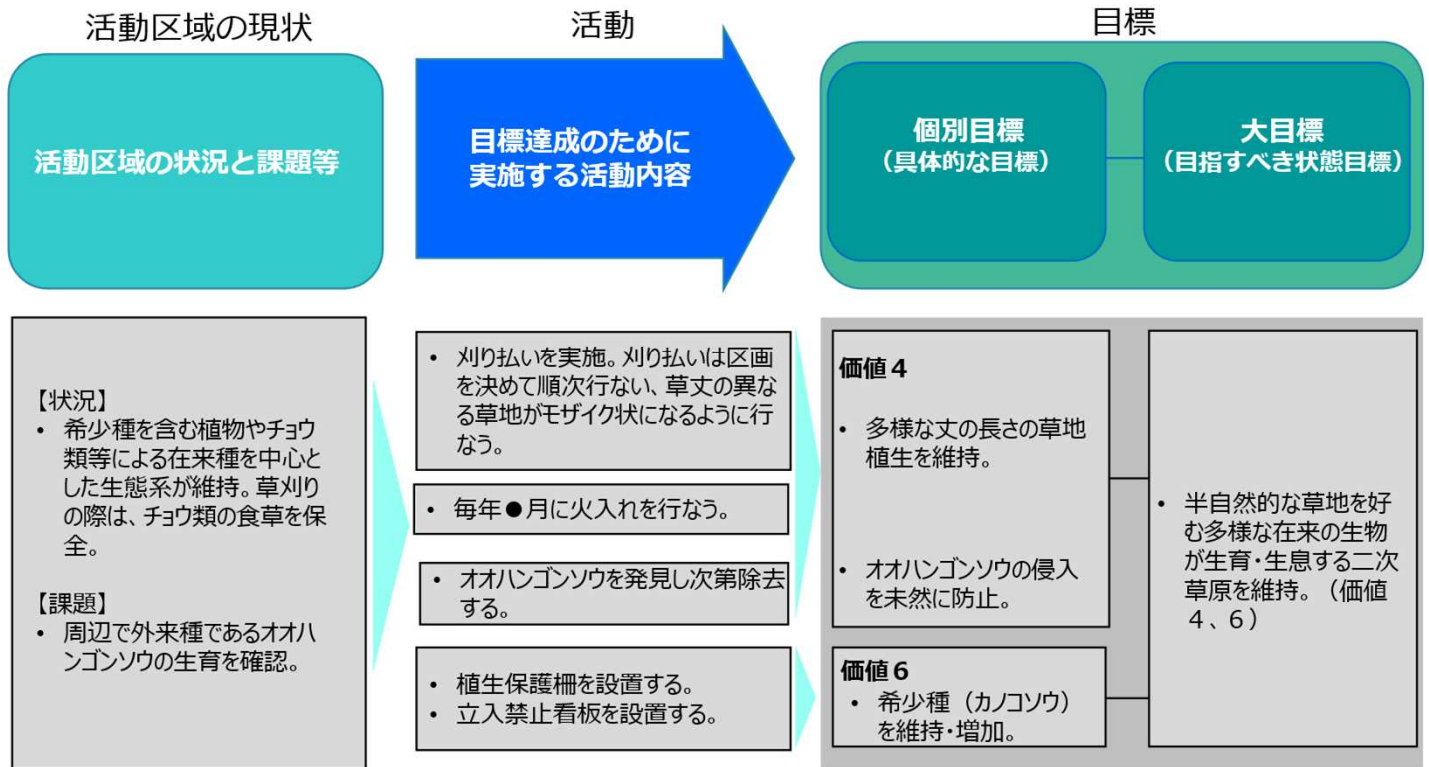
- 認定の審査に当たっては、設定した目標が、実施体制等に照らして実現可能かどうか、実施区域の状況等を踏まえて適当かどうかを確認します。



4. 目標

<目標の位置づけ>

現状、活動、目標の関係



5. 活動内容及び実施時期

○認定基準

活動の内容が、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。活動を実施するために適切な実施時期が設定されていること。地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動が公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること。

○審査の観点

①活動内容

活動の内容が、具体的かつ明確であって、活動の実施区域の生態系の区分、現況及び目標を踏まえて適切であること。

- 認定の審査に当たっては、活動の内容が十分に具体性を持っており、実施区域の状況や課題を踏まえて適切かどうか、掲げられた目標に対して適切かを総合的に確認します。

②モニタリング

活動の効果を把握するために適切なモニタリングが計画されており、次のいずれかに該当し、調査又は確認の結果について概ね5年に1度、提出できる見込みであること。ただし、連携増進活動協議会、自然再生協議会その他の専門家を含む幅広い関係者で構成される協議会等の適切な評価主体が存在し、調査又は確認の結果を当該評価主体に提出し、評価を受ける見込みである場合又は生物多様性を維持する活動であって、人為的な手を加えないことを含む現状の活動を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、活動の実施区域の生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれがない場合は、この限りでない。

(ア)モニタリング調査を概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容が妥当であること

(イ)区域内の動植物種の生息生育状況が、自治体のレッドリスト評価における調査又はモニタリングサイト1000調査等によって把握されており、場の状態に大きな変化がないことが少なくとも5年に一度の頻度で確認されている又は確認される見込みであること

- 認定の審査に当たっては、モニタリング計画が、(ア) (イ)のいずれかに該当するものであるかどうか、モニタリングの対象、場所、手法、実施体制が具体的に記載されているか、活動内容、目標等を踏まえて適切かどうか確認します。
- 詳細は、「第4章 認定後について モニタリング」51ページを参照ください。



5. 活動内容及び実施時期

③実施時期

実施区域に生育・生息する生物の生活史も鑑み、活動が適切な時期に継続的に行われる見込みであること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている活動により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。

- 認定の審査に当たっては、活動の実施時期が、具体的に記載されているか、活動内容、目標等を踏まえて適切かどうか確認します。

④農林漁業・関連する施策との調和・連携

活動の内容が法令等に違反する行為ではないこと。実施区域において農林漁業に係る生産活動との重複や関連する施策がある場合には、これらとの調和・連携が図られていること。

<農林漁業に係る生産活動について>

- 農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動を行うものであり、生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっています。このため、持続的な農林漁業を行うことにより、農林漁業に係る生産活動と生物多様性の増進とを両立させ、相乗効果が発揮されるよう取り組んでください。

○共通事項

- 農林漁業の生産活動との重複がある場合には、事前に当該農林漁業が行われている区域の地方公共団体や農業委員会等と相談し、農林漁業に関する土地利用調整との整合及び活動に必要な他法令上の許認可の見込みを確認してください。

○農業

- 農林漁業の生産活動（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体による生産物の販売を目的とした生産活動に限る）との重複がある場合には、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づき都道府県等が定める「基本計画」と調和を図るよう努めてください。
- 活動実施者が農林漁業者である場合は、法の認定と併せてみどりの食料システム法に基づき、都道府県から「みどり認定」を受けることを推奨しています。
- みどりの食料システム法について詳細はこちら。
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>)
- 実施区域内で環境負荷の低減に取り組んで生産された農産物等を販売する際には、農林水産省の推進する農産物の環境負荷低減の「見える化」（愛称：みえるらべる）を積極的に検討ください。（詳細はこちら。）
(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html)
- 農地を実施区域に含む場合には、市町村の担当部局や農業委員会とよくコミュニケーションを図っていただき、地域の話合いにより地域農業の将来の在り方等を定めた地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条。従来、「人農地プラン」と呼ばれていたもの。）等と調和を保つよう努めてください。詳細はこちら。
(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html)

5. 活動内容及び実施時期

○林業

- 林業が行われている区域（森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林）を実施区域に含む場合には、市町村の森林担当部局とよく連絡調整を図り、市町村森林整備計画と不整合が生じないように努めてください。市町村がその区域における連携増進活動実施計画（又は増進活動実施計画）を策定し、その活動に森林施業が含まれるときには、市町村森林整備計画に適合した計画とすることが必須です（第9条第9項及び第11条第8項）
- 活動の実施に当たっては、林野庁が策定した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁公表）も参考にしてください。
- また、森林資源を持続的に利用する等、森林の有する多面的機能を確保し、当該活動を円滑に実施する観点から、森林法に基づく森林経営計画を併せて作成することを推奨しています。増進活動実施計画をたてようとする森林において、あらかじめ、森林経営計画を作成し認定を受けている場合は、増進活動実施計画（様式1-2）の記載項目の一部（例えば、実施区域、目標、活動内容及び実施時期、モニタリング計画）について森林経営計画を参照することで記述を省略することも可能です。詳細はこちら。
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html)
- なお、当該活動の実施に当たって林道を通行する場合は、安全確保の観点から林道管理者（都道府県、市町村等）に通行や規制に関する情報等を確認するよう努めてください。民有林の林道管理者については、林道の所在する市町村に確認してください。

○漁業

- 漁業が行われている区域（漁業者が水産資源を利用している区域）を実施区域に含む場合には、生物多様性の増進と漁業の振興との調和を図るため、第2章提出書類の解説の公物等の管理区域の解説18ページも参照しながら、関係者と十分な調整を行ってください。

<関連する施策について>

○社会資本整備

- 実施区域が公物等の管理区域と重複する場合は、第2章提出書類の解説の公物等の管理区域の解説16～19ページ、整備計画等の解説20ページを参照いただき、それらの公物等の管理者の確認や同意を得るとともに、特例以外で活動に必要な許認可がある場合は当該許認可を得て、相互に連携・調整を図ることで、地域生物多様性増進活動と社会資本整備との調和を図ってください。

○優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）

- 都市緑地法に基づく、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）に認定された事業については、優良緑地確保計画認定制度で申請した資料の活用や、共通する審査項目の審査の簡略化等により、効率的な手続きとなるよう検討します。

5. 活動内容及び実施時期

○生物多様性の関連施策

・生物多様性地域戦略

実施区域において、都道府県・市町村が「生物多様性地域戦略」を策定している場合には、その担当部局ともコミュニケーションを図りながら活動内容を検討し、地域全体における活動の位置付けを意識しながら活動を実施してくよう推奨しています。（なお、市町村が連携増進活動実施計画を策定するときには、調和がとれた計画とすることが必要です（法第11条第7項）

・自然再生

実施区域において、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立されている場合には、その全体構想及び自然再生事業実施計画を踏まえて取り組むことを推奨しています。

○気候変動対策

- ・ 地域生物多様性増進活動については、生物多様性への貢献に加え、気候変動対策としての価値（CO2吸収機能、雨水浸透・貯留機能など）も明確化することで、活動への理解や支援・協力も得られやすくなります。必要に応じて市町村の地球温暖化対策担当部局や「気候変動適応センター」にも相談しつつ、気候変動対策への効果も意識しながら活動いただくことを推奨しています。

⑤整備計画等

活動に影響を及ぼす現行又は将来の整備計画等が存在しないこと。

- ・ 当該整備計画等が活動に与える影響も踏まえて計画が立案されているか確認します。
- ・ 場合によっては、当該整備計画の対象地域を実施区域から除くなどの対応が必要となる場合もあり得ます。



6. 特例関係

○認定基準

- ・ 特例を申請する場合には、その対象及び内容が明確であること
- ・ 特例を申請する場合には、その内容が特例に係る各個別法の基準を満たすこと

○審査の観点

法第15条から第21条までに規定する特例に係る行為が含まれている場合には、各法の認定又は許可等の基準に適合すること。

- ・ 特例規定は、活動に必要な行為の手続にかかる許可等の申請を一本化し、手続の簡素化を図るもの（ワンストップ化特例）です。ワンストップ化特例は、各法の許可等の基準を緩和するものではないため、計画全体から特例の適用対象を明確化すること等に留意いただきつつ、該当法令に基づく基準への適合性を確認することとなります。
- ・ 詳細は、特例関係の提出資料の解説欄31～36ページを参照ください。



第4章 認定後について

1. モニタリング

- 生物多様性の状態の変化や実施した活動の効果を把握し、順応的な管理を継続していくためにはモニタリングが重要です。
- その際、目標としている生物多様性の価値に応じたモニタリング指標を設定することが重要です。
- 想定外の生物多様性の状態の変化が生じた場合や、目標に対して想定していた効果が得られない場合には、まずその要因を特定した上で、必要に応じて対策を講じることが重要です。
- その上で、目標や活動内容等に変更が必要な場合には、変更認定の申請を検討ください。
- モニタリングについては、「別紙1 効果が期待できる活動手法」をご参照ください。

2. 活動の状況の定期報告について

(1) 「生物多様性見える化システム」について

- 「生物多様性見える化システム」とは生物多様性保全上重要な場所を地図上で可視化するとともに、本法に基づく地域生物多様性増進活動や自然共生サイトにおける活動記録、生物モニタリング情報を入出力することで、保全活動の効果が把握・可視化することができるシステムです。

(2) システムを活用した定期報告について

- 認定増進活動実施者等には、個別にID・パスワードが付与され、本システムにおいて認定増進活動実施計画等に基づく活動の記録や、生物モニタリング情報を入出力することができます。
- 主務省庁及び認定事務局は、本システムを活用し、認定増進活動実施計画等の実施状況を確認します。少なくとも1年に1度以上の定期的な入力をお願いします。
- なお、本システムにおいて活動の実施状況の情報共有がなされていない場合には、主務大臣はその認定増進活動実施者等に対し、認定増進活動実施計画等の実施状況について、別途、法第34条に基づく報告を求める場合があります。



第4章 認定後について

3. 変更・中止・取消しについて

(1) 変更の認定

○手続の概要

- ・ 認定を受けた計画を変更するときは、変更の認定の申請の手続が必要です。
- ・ ただし、以下の「軽微変更」の対象については、変更後に「軽微変更届出」を提出ください。
- ・ 変更か軽微変更かどちらに該当するのか分からない場合などは、機構にご相談ください。

(軽微変更の対象)

- ① 氏名及び住所（法人・団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- ② 地域生物多様性増進活動の実施時期の六月以内の変更
- ③ 実施区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は十パーセント未満の面積の減少に限る。）
- ④ 増進活動実施計画の計画期間の六月以内の短縮
- ⑤ 前各四号に掲げるもののほか、増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと主務大臣が認める変更

(2) 中止等の通知

○手続の概要

- ・ 活動を実施している中では、活動実施者の組織・個人の事情や、土地の所有者等のご意向、地域における新たな整備計画などの様々な理由により、やむを得ず、活動を中止せざるを得ない状況や、当初の計画どおり効果的に活動が継続できなくなる状況が生じ得ます。
- ・ こうした場合に、認定を受けた者が、自ら中止した旨を主務大臣に通知いただくことで、認定を取消して計画を終了することができる「中止等の通知」の手続を設けています。
- ・ なお、事業計画の変更、その他の事象により公物管理者等が同意を取り消す場合には、公物管理者等からその旨の通知を行うこととなります。認定を受けた者は、この通知に基づき、計画の変更や中止の手続きが必要となります。



3. 変更・中止・取消しについて

(3) 認定の取消し

○助言・指導

以下のような場合には、主務大臣による助言・指導を行います。

- 特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお認定増進活動実施者、認定連携市町村又は認定連携活動実施者が活動に着手していない場合
- 認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の区域における生物多様性の状況が著しく悪化している場合
- 認定を受けた計画に変更・中止の手続が必要となる事象が生じたにもかかわらず、変更・中止の手続を行わない場合

○認定の取消し

- 認定後に、悪意や重大な過失により、重複の事実の隠蔽や虚偽申請等の不正が発覚した場合については、認定取消し等となる場合がありますので、ご注意ください。
- 主務大臣による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画が適切に実施される見込みがないと認められる場合や、主務大臣の助言及び指導に従い活動の改善や変更・中止の手続を行う見込みがないと認められる場合には、認定が取り消されます。

認定の取消しといった事態にならないよう、困った点・悩む点があれば、早めに、環境省（地方環境事務所）又は機構にご相談ください。



第5章 生物多様性維持協定

○概要

- 生物多様性維持協定は、連携増進活動実施計画に基づき、その計画に係る市町村、市町村と共同して活動する企業・民間団体、土地の所有者等の3者で協定を締結して、より長期安定的な形で、当該土地の生物多様性の維持を図っていくための制度です。
- 協定は、①連携増進活動実施計画の作成・認定→②協定の締結という流れで進みます。
- 協定の区域は、実施区域の中で設定することになり、例えば、特に地域として開発等の転用を防ぎ保全を継続したい区域について協定を締結するといった形が有効です。また、協定の期間は、基本的に、連携増進活動実施計画の期間内とする必要があります。
- 協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければなりません。
- 協定は、河川法、海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければなりません。

○協定の効果

- 協定は、協定締結後に、相続や売買によりその土地の権利を取得した者に対しても効力があるものとされるため（承継効）、先の見通しを持ちながら活動することが可能となります。
- 一定の条件（無償の賃借契約を結ぶこと、協定期間が20年であること等）を満たした協定については、その土地に係る相続税及び贈与税の評価が2割軽減されます。



第5章 生物多様性維持協定

○イメージ図

生物多様性維持協定

<生物多様性維持協定>（第22条～第26条関係）

- **認定連携市町村は**、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、**認定連携活動実施者及び**その認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の**土地の所有者等と協定を締結**して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（**相続人等**）に対しても、**その効力がある**ものとする。

⇒ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。

